平成２６年（フ）第４号
福岡県飯塚市相田279番地４　県住１棟401号
債務者　谷口　弘幸
1　決定年月日時　平成26年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第１９号
大分県別府市船小路町２番29号　岩田材木ビル203号
債務者　川窪二六男
1　決定年月日時　平成26年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４号
大分県速見郡日出町大字川崎5066番地８
ラ・ウェゾン川崎Ⅱ101
債務者　山野浩士郎
1　決定年月日時　平成26年１月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２６年（フ）第１０号
宮崎県児湯郡新富町富田北２丁目21番地
債務者　倉永　洋子
1　決定年月日時　平成26年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１６８号
鹿児島県霧島市隼人町見次297番地１　エクセレント201、申立時の住所鹿児島県鹿屋市野里町3034番地１
債務者　中島　真美（旧姓坂元）
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第１号
鹿児島県志布志市志布志町志布志766番地２、前住所鹿児島県曽於市大隅町大谷2211番地
債務者　鮫島　和弘
1　決定年月日時　平成26年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第６号
長野県松本市南松本１丁目７番12号
債務者　久保田久子
1　決定年月日時　平成26年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１６５号
宮城県加美郡加美町字西田六番16番地２、従前の住所宮城県加美郡加美町字西田一番４番地１
債務者　川村きぬ子
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１９７号
富山市杉谷428番地、住民票上の住所富山市婦中町地角602番地１
債務者　田中　文寿
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３３９号
福井県あわら市市姫１丁目６番７号
債務者　志賀　永治
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３４７号
福井県大野市下舌第26号16番地
債務者　常石美由紀（旧姓國影）
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３５２号
福井市金屋町第１号70番地６
債務者　河村　宏枝
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３５７号
福井県坂井市丸岡町霞町２丁目28番地
債務者　坂井　邦夫
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４８号
福島県郡山市愛宕町３番13号　バルミー郡山108号結城喜代美方
債務者　結城　崇宣
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第１８０２号
名古屋市中川区中島新町４丁目1510番地　さくらマンション中川405号
債務者　大橋　一弘
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８０３号
名古屋市中川区中島新町４丁目1510番地　さくらマンション中川405号
債務者　大橋一久惠
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３６６号
名古屋市中村区五反城町７丁目１番地　第４岩塚ステーションビル５Ｃ
債務者　堤　　雄輔
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部